

第 2 期宮城県医療費適正化計画（素案）の概要

1 策定根拠

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成 24 年 9 月 28 日告示：全部改正）

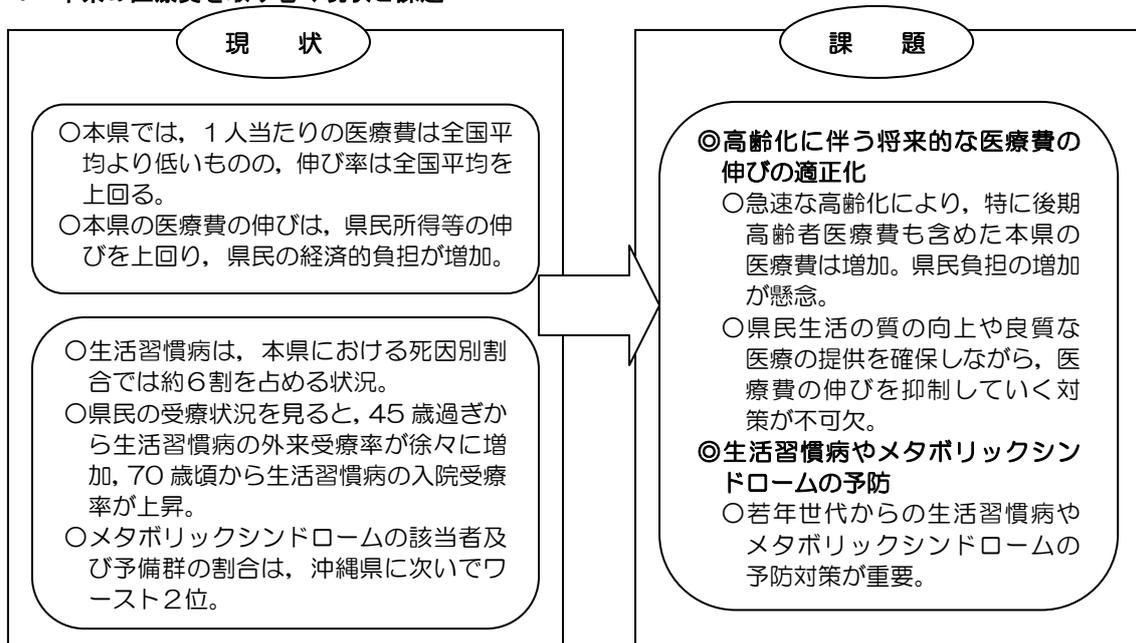
2 計画の背景と趣旨

- 急速な高齢化による医療費の増加に伴い、公費負担の割合が年々増加。
- 安心・安全の基盤である「国民皆保険」を堅持するため、県民生活の質の向上や良質な医療の提供を確保しながら、医療そのものの効率化を目指し、医療費の伸びを中長期にわたって抑制していくことが重要。
- 国の基本方針において、「住民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する目標を定め、目標の達成を通じて、結果的に医療費の伸びの抑制を目指すものと規定。
- 医療費の適正化に当たっては、「県民の生活や良質な医療の確保・向上を図ること」が前提。
- 国の基本方針に則しながらも、地域の実情に基づく本県独自の取組も盛り込む。

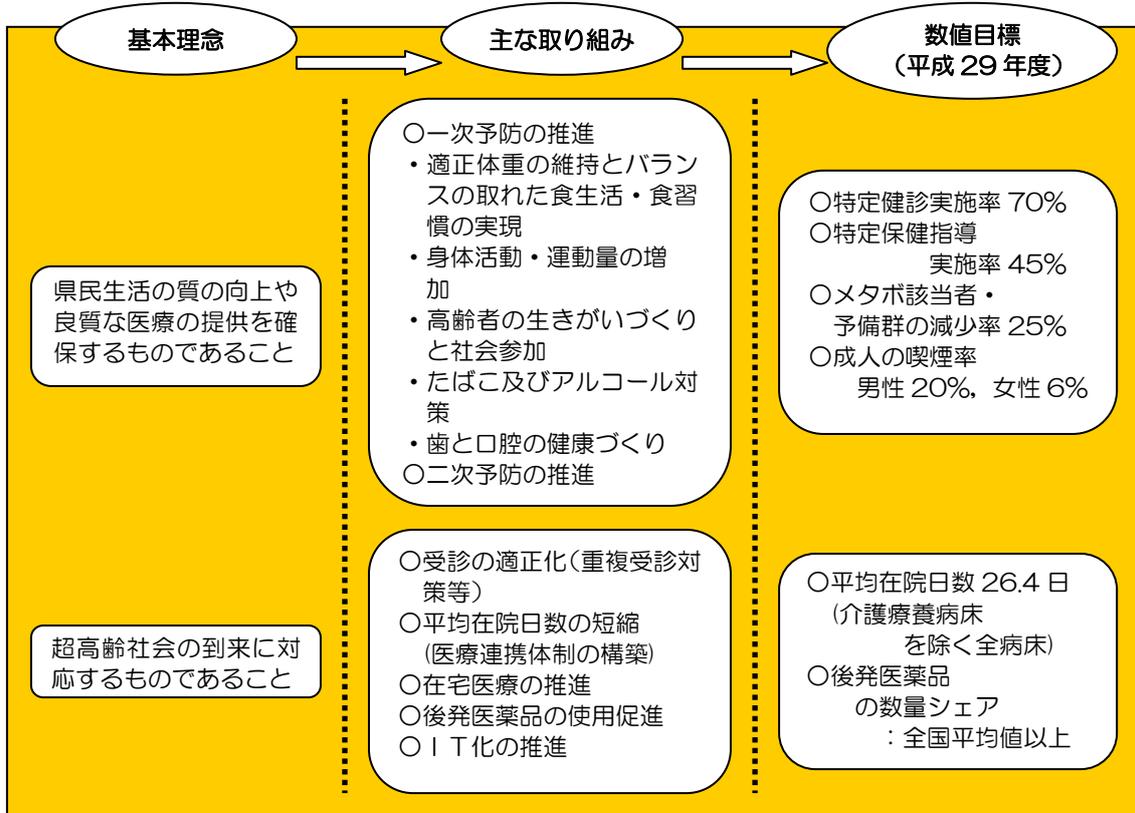
3 計画の位置付け

- 計画期間：5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）
- 掲げる事項
 - ・ 「住民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する数値目標
 - ・ 上記に掲げる数値目標を達成するために県が取り組むべき施策、関係者との連携及び協力
 - ・ 計画期間における医療費の見通し など
- 進捗状況及び実績に関する評価：平成 27 年度に中間評価、平成 30 年度に実績評価を実施。

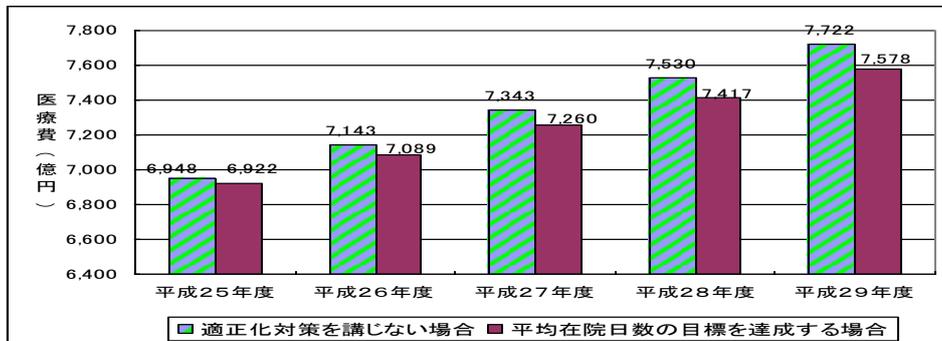
4 本県の医療費を取り巻く現状と課題



5 取組と数値目標



6 計画期間における医療費の将来見通し



◎ 平成 29 年度における本県の総医療費

医療費適正化対策を講じない場合 : 7,722 億円 → 平均在院日数の目標を達成する場合 : 7,578 億円

(対策を講じない場合に比べ、144 億円の効果があると推計 : 厚労省作成ツールを使用した推計)

7 計画の評価

- 計画の進行管理体制 (P D C A サイクルによる進行管理)
- 中間評価 (平成 27 年度), 実績評価 (平成 30 年度)